省　令

○総務省令第二十号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、個人企業経済調査規則及び家計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

個人企業経済調査規則及び家計調査規則の一部を改正する省令

（個人企業経済調査規則の一部改正）

第一条　個人企業経済調査規則（昭和五十年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「個人企業経済調査を」を「個人企業経済統計を」に改める。

（家計調査規則の一部改正）

第二条　家計調査規則（昭和五十年総理府令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「家計調査を」を「家計統計を」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第二十一号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、地方公務員給与実態調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

地方公務員給与実態調査規則の一部を改正する省令

地方公務員給与実態調査規則（昭和三十三年総理府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方公務員給与実態調査（以下「調査」を「地方公務員給与実態統計を作成するための調査（以下「地方公務員給与実態調査」に改める。

第二条及び第三条中「調査」を「地方公務員給与実態調査」に改める。

第四条中「調査」を「地方公務員給与実態調査」に、「行なう」を「行う」に改める。

第五条中「調査は」を「地方公務員給与実態調査は」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九条から第十一条までの規定及び第十五条中「調査」を「地方公務員給与実態調査」に改める。

附則第三項中「調査の対象となる職員」を「地方公務員給与実態調査の対象となる地方公務員」に、「調査の対象を」を「地方公務員給与実態調査の対象を」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四条第四項及び第十九条の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十七日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九条の表ばちんこ遊技機の項中「四百円」の下に「に当該金額がその対価の額（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）である課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額（以下「当該金額消費税等相当額」という。）を加えた金額」を加え、同表回胴式遊技機の項からその他の遊技機の項までの規定中「おおむね四百円の遊技料金に」を「四百円に当該金額消費税等相当額を加えた金額の遊技料金におおむね」に改める。

第三十五条第一項第一号中「金額を」を「金額に当該金額消費税等相当額を加えた金額を」に改め、同号イ(1)中「六百三十円」を「六百円」に改め、同号イ(2)中「五百三十円」を「五百円」に改め、同号ロ(1)中「二千五百二十円」を「二千四百円」に改め、同項第二号及び第三号中「金額を」を「金額に当該金額消費税等相当額を加えた金額を」に改め、同条第三項中「一万円」を「九千六百円に当該金額消費税等相当額を加えた金額」に改める。

附　則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第百十三号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項第三号の基幹統計の指定を次のように変更したので、同法第七条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十六年三月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

基幹統計である家計調査、個人企業経済調査、地方公務員給与実態調査、人口動態調査、毎月勤労統計調査、薬事工業生産動態統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の名称を、それぞれ、家計統計、個人企業経済統計、地方公務員給与実態統計、人口動態統計、毎月勤労統計、薬事工業生産動態統計及び鉄道車両等生産動態統計に変更する。

○総務省告示第百十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十五条第一項第一号の規定に基づき、平成十三年総務省告示第百四十五号（地方税法第二十五条第一項第一号に規定する非課税独立行政法人を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」を「独立行政法人地域医療機能推進機構」に改める。

○総務省告示第百十五号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十一条の九の規定に基づき、平成八年自治省告示第八十三号（地方税法施行令第五十二条の十の四に規定する研究開発を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月三十一日以後に取得された償却資産に対して課する平成二十六年度以後の年度分の固定資産税について適用する。ただし、平成二十五年一月一日までに取得された償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

平成二十六年三月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

第一号中「希少金属代替材料開発プロジェクト」の下に「、ＩＴ融合による新社会システムの開発・実証プロジェクト及び非可食性植物由来化学品製造プロセス技術開発」を加える。

第二号中「、次世代高信頼性ガスセンサー技術開発、創薬加速に向けたタンパク質構造解析基盤技術開発、立体構造新機能集積回路技術開発、ＳＢＩＲ技術革新事業、サステナブルハイパーコンポジット技術の開発」、「、異分野融合型次世代デバイス製造技術開発プロジェクト」及び「、ゲノム創薬加速化支援バイオ産業基盤技術開発」を削り、「及び革新的ナノカーボン材料先導研究開発」を「、次世代材料評価基盤技術開発プロジェクト及び社会課題対応センサーシステム開発プロジェクト」に改める。

第三号中「基礎研究から臨床研究への橋渡し促進技術開発、」を削る。

○法務省告示第百二十七号

長崎県大村市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十六年三月二十七日

法務大臣　谷垣　禎一

長崎県大村市原口郷九百八番地　森　ツイ

○法務省告示第百二十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十六年三月二十七日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　名　逢阪　志麻

生年月日　千九百七十四年一月三日